

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成27年 2月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 1 号

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の施行期日を定める規則

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成 26 年佐賀県条例第 72 号）の施行期日は、  
平成 27 年 4 月 1 日とする。